

★ 個人情報保護制度の運用状況

本市の個人情報保護制度は、プライバシーの保護など個人の権利利益を保護するため、市における個人情報の収集、利用、管理など、個人情報の適正な取扱いを定めています。この中で、市がどのような個人情報を取り扱っているかを明らかにするため、個人情報取扱事務を各実施機関からの届出制とし、閲覧に供しています。令和4年3月末現在の取扱事務件数は609件でした。

また、自己情報コントロール権を保障するものとして、自己情報の開示、訂正または利用停止の請求ができます。

令和3年度（令和3年4月～令和4年3月）は、戸籍抄本等交付申請書の開示請求など10件の請求がありました。請求の結果は次のとおりです。

■ 個人情報開示請求の実施機関別件数と処理状況 ■

実施機関	請求（申出） 件数	開 示	部分開示	不開示	不存在
市 長	4	2	2	0	0
教育委員会	6	0	6	0	0
合 計	10	2	8	0	0

※ 自分以外の個人に関する情報や法令等で禁止されているものは開示できないことがあります。その場合は、部分開示または不開示となります。